

清風会	あびこ未来	公明党	新緑政会	政策グループあびこ
<p>●議会と行政の関係 (議会及び議員と市長等の関係) ○議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)の関係は、二元代表制の趣旨を踏まえ、健全な緊張関係の保持に努めるものとする。 ○議会は事務の執行の監視及び評価を行い、議事機関としての責務を果たしていくものとする。</p> <p>(適正な議会費の確立) ○議会は適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>(議決事件) ○議会は地方自治法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加することができる。</p> <p>(市長による政策等の形成過程説明) ○議会は市長が提案する議案、政策、施策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、それらの水準を高めると共に議決責任を担保するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1)政策等の形成の背景 (2)提案に至るまでの経緯 (3)他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4)市民参加の実施の有無とその内容 (5)総合計画との整合性 (6)財源措置 (7)将来に渡る政策等の効果及びコスト計算</p> <p>(政策立案、提案及び提言) ○議会は条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案、提案及び提言を行うものとする。</p> <p>(予算及び決算) ○議会は決算審査に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うものとする。 ○市長等は執行した事業等の評価を予算に十分反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>●議会と行政の関係 (市長との関係) 議会は、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。</p> <p>(政策等の形成過程の説明要求) 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うように求めるものとする。 (1)政策等を必要とする背景 (2)提案に至るまでの経緯 (3)市民参加の実施の有無及びその内容 (4)他の自治体の類似する政策との比較検討 (5)総合計画における根拠または位置付け (6)政策等の実施に至る財源措置 (7)将来にわたる政策等の効果及びコスト</p> <p>(議決事項) 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。</p> <p>※趣旨：法第96条第1項では議会で決定しなければならない(議決)事項を規定していますが、第2項で、それら以外に重要なものは条例により決めることができるという規定になっています。 この議会基本条例では、議会と市長等が透明性の高い責任をともに担うために、市政運営の総合的に指針となる基本構想及びそれに基づく基本計画についても、新たな議決項目とすることを規定しています。 具体的には、都市計画マスタープラン、環境基本計画などの法定計画を議決事項に位置づけるものとします。</p> <p>(政策立案及び政策提言) 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>	<p>●議会と行政の関係 (議会と市長等との関係の基本原則) ○議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の下、常に市長等との相互のけん制と均衡により緊張関係を保ち、事務執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言等を行い、市政発展に取り組まなければならない。</p> <p>(議決事件の拡大等) ○市長は、基本計画(市の基本構想の実現のために必要な施策を体系的に整理したものをいう。)の策定又は変更をするときは、議会の議決を経なければならない。 ・市長等は、市政に係る重要な計画(前項に規定する基本計画に基づく実施計画又は各行政分野における基本的な計画で法律の規定により定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)をしようとするときは、その概要を議会に報告しなければならない。 ・市長等は、前項に規定する計画のほか、市政の基本的な施策に係る計画の策定等をしようとするときは、その概要を議会に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(政策提言) ○議会は、決議等による議会意思の表明により、市長等に対し、積極的に政策提言を行うものとする。</p> <p>(適正な議会費の確立) ○議会は、適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。</p>	<p>●議会と行政の関係 (議員と市長等執行機関の関係) ■議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)とともに、市政の発展に努めなければならない。 (1)本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。 (2)市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。 (3)議員は、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。</p> <p>(議会審議における論点及び争点整理) ■議会は、市長等が提案する重要な政策について、議会審議における論点及び争点を整理し、その政策理解を深めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 ①重要な政策等を必要とする背景 ②提案までの経緯 ③関係法令及び条例等 ④総合計画との整合性 ⑤財源の裏付け</p> <p>(予算及び決算における政策説明) ■議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。 また、市長等は、議会の評価を十分尊重し、予算に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>●議会と行政の関係 (1)議会と行政は緊張関係にあることを明記する ①議会は、二元代表制の下、議会審議中のみならず、いかなる時にあっても、市長その他の執行機関及びその補助職員(以下、「市長等」という。)と対等で緊張感のある引き締まった関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他本市の意思決定機関としての責務を果たさなければならない。 ②議員及び市長等は、相互の尊重と品格を保ち、質疑及び質問並びに答弁を行わなければならない。 ③議会は、議員が行う市長等への口頭による要請および要望等(以下、「要請等」という。)に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要望等の内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。</p> <p>(2)質疑応答における「争点ならびに論点」の明確化 ①本会議および委員会における議員と市長等との質疑応答は、争点および論点を明確にして行うものとする。 ②議員は、本会議において質問を行う場合には、対面式による一問一答方式または一括質問方式で行うことができる。</p> <p>(3)説明員(市長以下執行部)の反問権の明記 ①議長から本会議および委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問をすることが出来る。 ②ただし、上記反問権行使に当たっては、事前通告が無い為、議事の整理等の必要性から、どのような論点について反問するかを議長又は委員長に十分説明し、反問権行使の許可を得た上で行わなければならない。 (4)通年議会の実施 ①議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。 ②常任委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。 ③議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定める。</p>

<p>(資料請求と提供) ○議会は行政活動の透明性を図るため、市長等に資料請求をすることができる。 ○市長等による資料の提供は我孫子市議会先例・申し合わせ事項による。</p> <p>(文書質問) ○議員は閉会中に議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において市長等に文書により回答を求めるものとする。 ○議員が市長等に質問しようとする時は、議長の承認を要する。 ○質問は簡明な主意書を作成し、これを議長に提出しなければならない。 ○議長が承認しなかった質問についてその議員から異議を申し立てられた時、議長は議会運営委員会に諮らなければならない。 ○議長が承認した質問については、議長がその主意書を市長等に転送する。 ○市長等は質問の主意書を受け取った日から10日以内に回答をしなければならない。その期間内に回答をすることができない時は、その理由及び回答をすることができる期限を明示することを要する。</p> <p>(議員の質問・質疑及び市長等の反問) ○議長又は委員長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対し、論点を明確化し議論を深める目的で反問する事ができる。</p> <p>(議会意見の尊重) ○市長等は議会で集約された意見を最大限尊重するものとする。</p> <p>(情報公開と情報共有) ○議会は多様な方法を用いて積極的な情報公開により市民と情報を共有し、市民の多様な意見の把握に努めるものとする。 ○議会は市民の知る権利を保障するため、議会が保有する情報を市民等の求めに応じ、原則公開するものとする。但し、著しく個人等の権利利益が損なわれる恐れのある情報等については、非開示とすることができるものとする。</p>	<p>その他 ○通年議会について会派内で論議中⇒委員会の中で検討していく。 ○議員間の自由討議は別立てとする。</p>			<p>(5) 議決事件の明記 (拡大) ① 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができる。 ② 議会は、前項の規定により議決事項を追加又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。</p> <p>(6) 行政の政策形成過程の説明要求規定 ① 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等 (以下、「政策等」という。) について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (ア) 政策等の発生源 (イ) 提案に至る迄の経緯 (ウ) 総合計画等における根拠又は位置づけ (エ) 関係法令および条例等 (オ) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (カ) 市民参加の実施の有無及びその内容 (キ) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算 ② 議会は、提出された予算案及び決算の審議に当たっては、前記の規定に準じた資料の作成及び提出を求めるものとする。</p> <p>(7) 採択請願への対応 ① 市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めると共に、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。</p> <p>(8) 文書による質問ならびに回答義務 ① 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解し、市政の向上に寄与するために、会期中又は閉会中に関わらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。 ② 議長は、前項の文書質問があった時は、速やかにこれを市長等に送付しなければならない。 ③ 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に対しては、特別の事情がない限り、可及的速やかに応じなければならない。もし、回答に日数を要すると判断した場合は、議長を通じ当該理由について説明しなければならない。 ④ 文書による質問に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p>
--	---	--	--	---